2　法第九条の十第六項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更の年月日

3　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一　法第九条の十第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　第一項第一号から第四号までに掲げる者の変更の場合には、これらの規定に掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（同項第三号に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）

三　第一項第五号（イ又はロに係る部分に限る。）に掲げる事項の変更の場合には、次に掲げる書類及び図面

イ　変更後の無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画を記載した書類

ロ　変更後の事業計画の概要を記載した書類

ハ　前条第四項第二号に掲げる図面（当該変更に関するものに限る。）

ニ　当該変更に係る工事の着工から変更後の無害化処理の用に供する施設の使用開始に至る具体的な計画書

ホ　変更後の無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類

ヘ　変更後の無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

ト　法第九条の十第一項の認定を受けた者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

チ　法第九条の十第一項の認定を受けた者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

リ　その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面

四　第一項第五号（ハに係る部分に限る。）に掲げる事項の変更の場合には、次に掲げる書類及び図面

イ　変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画を記載した書類

ロ　変更後の事業計画の概要を記載した書類

ハ　変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類

ニ　変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

ホ　法第九条の十第一項の認定を受けた者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

ヘ　法第九条の十第一項の認定を受けた者が個人である場合には、資産に関する調書、直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

ト　その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面

五　第一項第八号に掲げる事項の変更の場合には、前条第四項第二号及び第十三号に掲げる書類及び図面

4　届出者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第一号、第三号ト又は第四号ホに掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を第二項の届出書に添付することができる。

5　第二項の届出は、地方環境事務所を経由して行うものとする。

第六条の二十四の十五中「第五条の十二第一項」を「第五条の十二」に改める。

第六条の二十七第一項第四号中「排出した」を「生じた」に改め、同項第八号中「及び構造並びに」を「並びに構造及び」に改め、同項第九号中「前号の」を「前号に規定する」に改め、同項第十号中「放流水」を「第八号に規定する施設に係る放流水」に改め、同条第二項中「から第十号まで（第三号を除く。）」を「、第二号及び第四号から第十号まで」に、「規定する」を「掲げる」に改め、「一括して」を削り、「輸出の確認」を「輸出の一括確認」に改め、「この条」の下に「及び次条」を加え、「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同条第三項第四号中「排出した」を「生じた」に改め、同項第五号中「の運搬施設」を「に規定する運搬施設」に改め、同項第六号中「の運搬施設」を「に規定する運搬施設」に、「の施設」を「に規定する施設」に改め、同項第七号中「最終処分場」を「当該施設が廃棄物の最終処分場である場合」に改め、同項第八号中「の施設」を「に規定する施設」に、「最終処分場」を「廃棄物の最終処分場」に改め、同項第八号中「の施設」を「に規定する施設」に改め、同条第四項中「受けた後」を「受けた者は」に、「を変更」を「の変更」に改め、「限る。）」の下に「確認の有効期間内の当該一般廃棄物の」を、「輸出する」の下に「当該」を、「上限の」の下に「変更であつて、当該上限について」を加え、「変更に」を「増減を伴うものに」に、「する必要が生じた」を「をしようとする」に、「様式第二号の二」に改め、同項第二号中「を受けた」を「の」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（報告）

第六条の二十八　法第十条第一項の確認を受けた者は、当該確認に係る一般廃棄物の処分が終了したとき（輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第二号の三による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該確認の年月日及び確認番号

三　当該一般廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地

四　当該一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸出した数量（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計）

五　当該一般廃棄物を輸出した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した年月日）

六　当該一般廃棄物の処分が終了した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了した年月日）

2　前項の報告書には、当該一般廃棄物の処分が終了したことを証する書面（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了したことを証する書面）を添付しなければならない。